



2026年2月25日

各位

会社名 MRK ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塩田 徹  
(コード 9980 東証スタンダード)  
問合せ先 副社長執行役員経営管理本部長  
中 研 悟  
(TEL 06-7655-5000)

## 経営支援料に関する契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社である RIZAP グループ株式会社（以下、「RG」といいます。）に対する経営支援料等について合意し、契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### I. 事実の概要

#### (1) 契約締結の経緯

当社は、親会社である RG から取締役の派遣をはじめ、経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、IR、情報システム、購買物流、マーケティングなど経営全般の支援を受けており、今般、2025年7月1日から2025年12月31日までの期間の経営支援等に関して、RG とその対価の一部につき以下(2)のとおり合意し、契約を締結するものであります。

#### (2) 本契約の内容

- ア 相手方 RIZAP グループ株式会社
- イ 対象期間 2025年7月1日から2025年12月31日
- ウ 金額 155,178,000円（月額25,863,000円）
- 内訳
- a) 経営全般の運営支援に対する経営支援料  
152,178,000円（月額25,363,000円）
  - b) 役員派遣に対する経営支援料  
3,000,000円（月額500,000円）
  - c) 収益改善に関する個別の役務提供に対する成果報酬  
※受ける役務の要否及び成果報酬等の内容については、当社とRG間において、協議し決定することとし、四半期ごとに役務提供内容に応じた対価額を合意することとする。
- エ 支払 2026年3月27日

本契約に定める対価額の対象となる、RG から当社に対する経営支援等の内容は、当社及びRG間で2021年1月以来交渉を繰り返して決定された、同月から同年3月までの期間の当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであります。

## II. 決定の理由

RG は、当社を含む同社グループに属する各社と一丸となり、同社グループ間の横断的な各種経営対策を実施し、同社グループ全体のコスト適正化・合理化をはじめ、各社の収益力の改善、競争力向上を推進しております。当社がさらなる企業価値向上を推進していくためには、引き続き、RG の経営支援を受け連携していくことが最善であり、今後も原材料や光熱費、物流費の高騰などによるコスト上昇に対して、グループ一体となって実効性の高い対策を講じることで、収益基盤強化に向けた施策の推進力を高めることができるものと考えております。その結果、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、RG と協議のうえ、本契約を締結することといたしました。

## III. 支配株主との取引に関する事項

本契約は、当社の親会社である RG との取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2025 年 6 月 25 日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「取引条件については、少数株主の利益を害することがないよう、当社と関連を有しない第三者との取引条件と同等のものとするを基本方針としております。

同社との取引については、取引内容に応じ特別委員会において取引及び契約内容の精査、検討を行います。委員を外部の弁護士 4 名とし、オブザーバーとして独立性を有する取締役（監査等委員、独立社外取締役）が参加し、RG 及びグループ会社との売買、業務委託、貸付に対する担保提供など各種取引に関する内容の検討を行います。特に、経営支援料に関する契約条件及び契約内容の精査などの審議項目に関し、適法性、少数株主保護の観点等について検討、意見を述べていただきます。

また、必要に応じて監査法人等との間で内容確認等を行っております。

上記特別委員会での検討内容を参考として、取引内容に応じ、社内の稟議決裁手続き、取締役会決議等により、取引の公正性を確認したうえで実施することとします。

なお、同社から派遣された取締役が特別利害関係人に該当する場合には、当該取締役は取締役会の決議に参加しないことを徹底しております。同社グループ会社との取引に関してもこれと同様の取扱いとしております。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置として、特別委員会による意見を確認の上、取締役会において審議し対応しております。

さらに、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件および取引条件の決定方針の妥当性については、RG の子会社のうち、株式を金融商品取引所に上場している複数の子会社が参加して、RG との間で協議の機会を設け、討議及び検討を行い、その過程において、監査法人、弁護士、会計士等の各種専門家から聴取した意見及び回答を踏まえて、本契約を締結することによるリスクを含め、所要の検討を行っております。

さらに、当社個別に RG との協議を重ねるとともに、弁護士、会計士、監査法人など外部の専門家からの意見を受けるとともに、特別委員会より、対価の妥当性及び意思決定における善管注意義務・忠実義務違反の有無について意見書を徴取するなど、第三者専門家に諮問を踏まえ、その要否及び内容を取り決めております。

また、当期より、対価額を四半期ごとに合意するという柔軟な対応が導入されております。

そして、当社が RG との資本業務提携を実施して以来、営業黒字継続していることを踏まえ、2026年2月25日に開催の取締役会において、支配株主と利害関係のない取締役5名（監査等委員である取締役3名を含む、うち社外取締役3名）が出席したうえ、検討を行った結果、RGの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、また、当該経営支援を受けることは、今後の当社のさらなる成長のために必要不可欠であること、更に、親会社からの役員派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により決議を行いました。従いまして、本取引は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、RGより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、IR、情報システム、購買物流、マーケティングなど、経営全般の支援等）の価値および提供の実態を基に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、独立した第三者の弁護士4名による特別委員会より、下記(3)のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である塩田 徹氏、中田 剛史氏は、支配株主の役職員を兼務しているため、特別利害関係人として本件意思決定の審議および議決から排して議決を行い、利益相反を回避しております。

## (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年2月25日開催の取締役会において、支配株主と利害関係を有しない独立した第三者の弁護士による特別委員会より、以下のとおり、本契約を締結する当社取締役会の決定は少数株主にとって不利益ではないとする旨の意見を書面（2026年2月24日付）にて頂戴しております。

### <特別委員会の構成>

委員長 湊 信明 弁護士 兼 税理士（湊総合法律事務所）

委員 小野 聡 弁護士 兼 公認会計士（ライブラ法律会計事務所）

委員 木谷倫之 弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所）

委員 武藤 元 弁護士（フォルム総合法律事務所）

## 【特別委員会からの意見書】

貴社が、貴社の親会社である RIZAP グループ株式会社（以下「RG」という。）に対し、①経営支援の対価、②経営基盤強化の対価、③役員派遣の対価（以下、①から③を総称して「本件経営支援料」と総称する。）を支払うことを内容とする、「経営支援料に関する契約書」（以下「本件契約」という。）を締結するとの決定を行うことが、貴社ひいては貴社少数株主にとって不利益ではなく、貴社取締役の善管注意義務違反とならないかにつき、貴社取締役会より当委員会に対し諮問が行われたため、以下のとおり答申する。

## 第1 結論

貴社が、RGに対して、2025年7月1日から同年9月30日までの第2四半期における経営全般の支援の対

価として合計 77,589,000 円（月額 25,863,000 円）の経営支援料を支払うこと（以下「本取引」という。）及び 2025 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの第 3 四半期における経営全般の支援の対価として合計 77,589,000 円（月額 25,863,000 円）の経営支援料を支払うこと（以下「本取引」という。）につき、RG との間で本件契約を締結することは、貴社の少数株主にとって不利益ではなく、貴社取締役の善管注意義務に違反するものではないと解される。

## 第 2 理由

### 1 本取引の目的

企業の目的は、持続的成長と企業価値の向上であり、上場親会社と上場子会社は、通常、利益相反の関係になく、双方の企業価値の最大化を目指すうえで、その利害は一致するものである。また、企業においては、経営目的の達成度を高めるため経営面における合理化努力を行なう必要があることも多言を要しないところである。

本取引は、RG 傘下の RIZAP グループ企業（以下「RG グループ」という。）の成長戦略の一環としての連結経営推進の方針の下、経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、I R、マーケティングなどの経営全般に対する基礎的な支援にかかる役務提供を貴社が受けることにより、コストの適正化・合理化をはじめ、収益力の改善や競争力の向上を図ることを目的とするものであり、この目的は、貴社の企業価値向上に資するものであるといえる。

なお、経営支援料には役務提供の対価のみならず利益ないし報酬の部分も含まれることから、本取引には、RG の収益力強化を図るという目的も認められる。この点、RG の収益力が強化され、RG の信用力が向上することで、RIZAP グループ全体の信用力が向上し、結果的に貴社においても円滑な事業活動に繋がることから、このような目的もまた、当社の中長期的な企業価値の最大化に寄与するものと考えらえる。

### 2 対価の公正性

次に、本取引において貴社が RG に支払う本件経営支援料の額について、対価としての公正性という観点から検討する。

親会社が子会社に対して提供する経営指導は、グループ企業における個別具体的状況に基づいて提供されるものであるため、市場において客観的な価格が形成されていないという性質を有し、また、提供される役務が多様な内容を含むため個々具体的な役務の提供に係る対価を個別に観念し難い。このような場合には、親会社において当該役務を提供するのに必要な費用の額（以下「提供経費」という。）を当該役務の価値の判断基準とすることが合理的である一方、経営支援料においては、その性質上、一定の利益ないし報酬の部分も役務の対価として含まれてしかるべきことからすると、提供される役務の価値が、提供経費に尽きるものではないことは明らかである。そして、独立した企業間で役務の提供に対する利益ないし報酬部分をどのように定めるかは、基本的には当事者間の契約により任意に定めることができるというべきである（東京地方裁判所平成 12 年 2 月 3 日判決同旨）。

問題は、本件経営支援料の金額が提供される役務との対価性を欠くものかどうかである。ただし、対価性を欠いている場合には、少数株主の利益の犠牲のもとに、支配株主を不当に利することにつながることになるからである。

そこで、以下では本件経営支援料が対価性を欠いているか否かについて述べる。

## 【本件経営支援料算出のロジック】

(1) 経営支援の対価について

経営支援の対価は、これを固定部分と純資産等連動部分に分け、以下のロジックにより算出される。

- ア. 2026年3月期におけるRGの計画値(2,063百万円)より、「直接把握可能な株主活動費相当」(▲320百万円)を控除
- イ. 上記に個別把握が困難である株主活動費として10%を控除(▲174百万円)。
- ウ. これに経営支援役務提供によりRGが享受すべき利益として、「バックオフィス部門(内部監査室・財務部・経理部・法務部・人事部)」に要する費用に10%を乗じた金額及び「その他部門」に要する費用に15%を乗じた金額を加算する(合計196百万円)。
- エ. 以上の計算にもとづき、子会社の負担となる経営支援料の年間総額を1,700百万円(10百万円以下切り捨て)とする。
- オ. RGグループの主要子会社計11社については、必ずしも業績や規模の大小に連動しない役務提供も行われているため、各子会社の公平の観点から主要子会社計11社で1社あたり年額2.4百万円を定額負担する(11社合計26.4百万円)。
- カ. 上記エ.の1,700百万円から固定負担分合計額である26.4百万円を控除した1,673.6百万円の3分の1(557.8百万円)を純資産連動部分、3分の1(557.8百万円)を売上高連動部分、3分の1(557.8百万円)を営業利益連動部分とする。
- キ. RGの子会社各社の「2025年2月末純資産」、「2026年3月期の売上高の計画値」及び「2026年3月期の営業利益(日本基準)の計画値」の合計額を求め、これらの数値の合計額に占める構成比を子会社ごとに算出する。貴社については、純資産構成比33.0%、売上高構成比12.8%、営業利益構成比10.8%となる。
- ク. 上記1,673.6百万円を、それぞれ上記キ.で算出した子会社ごとの構成比に応じて各子会社別に按分する。純資産連動部分557.8百万円、売上高連動部分557.8百万円、営業利益連動部分557.8百万円に貴社の上記構成比をそれぞれ乗じると、純資産連動部分184,343,552円、売上高連動部分71,230,765円、営業利益連動部分60,136,327円となり、これを合算し、315,710,645円となる。
- ケ. ク.で算出された額から貴社がRGに対して支払った配当金のうち25%に相当する13,750,000円を控除する。
- コ. ケ.で算出された額を12カ月で案分した金額を千円未満切り捨て、25,163,000円を月額とする。
- サ. 上記コ.で算出された額にオ.の子会社定額負担2.4百万円を12カ月で案分した金額を加算すると、月額25,363,000円となる。

上記に基づき算出した結果、下記(2)の役員派遣の対価の2025年7月分から同年9月分の合計1,500,000円を加えると、貴社の負担すべき2026年7月から同年9月までの経営支援料の総額は、77,589,000円となる。

また、2025年10月～同年12月までの経営支援料についても、役員派遣1,500,000円、経営支援料の総額77,589,000円となる。

(2) 役員派遣の対価について

役員派遣の対価については、その人件費をRGが負担することを条件に、子会社代表取締役については月額200万円、孫会社代表取締役及び常勤取締役については月額100万円、非常勤取締役及監査役については月額10万円を、その対価としている。

貴社においては、2025年4月から2026年3月までの期間については、代表取締役として塩田徹氏（貴社以外のRG子会社において代表取締役を兼任しているため、月額40万円）、非常勤取締役として千葉健人氏（2025年4月から2025年5月末日まで）、中田剛史氏（2025年6月24日開催の定時株主総会にて選任されており、月額10万円）が派遣されるため、その額は年額合計で590万円となる。

### (3) 経営基盤強化の対価について

上記(1)及び(2)のほか、経営基盤強化（基礎的な支援に上乗せする対策）を外部専門家等の支援を得ながら実施した場合には、「経営基盤強化」にかかる役務の細目及び対価について貴社とRGが誠実協議のうえ定めるものとされている。

#### 【四半期ごとの契約締結とすることへの変更について】

2025年3月期までにおける貴社とRGとの間の経営支援料に関する契約は、年間の経営支援料を算出したうえで、期初に通期での契約を締結していた。

しかし、経営支援料額は期初に策定した予算を基準として算出されるものであるところ、期中の予算の下方修正その他の経営支援料を減額すべき事情の変化に柔軟に対応できない可能性があるという点が懸念された。他方で、期初で経営支援料の支払いを見込んだ予算を立てておきながら、事後的な事情の変化によって発生した経営支援料を減額した場合には、他の少数株主や投資家の予測に反する利益計画の変更となりかねない事態も予測される。

そこで、今期より、期中の事情の変化に柔軟に対応し、経営支援料の支払いをより実態に即したものとすると同時に、他の少数株主や投資家の予測可能性を確保するため、四半期毎に経営支援料を支払うべきか否かを判断したうえで、経営支援料の支払いに関する契約締結をすることとした。

なお、四半期毎の契約締結としたとしても、上記のロジックに基づいて期初で支払うべき経営支援料の総額は算出され、これが貴社の負担可能性のある経営支援料の上限となるため、期初に予測されていなかった支出が生じる可能性もない。

したがって、今期経営支援料に関する契約の締結を四半期毎に行うとの判断に合理性は認められる。

#### 【ケ. 配当金の控除について】

2025年3月期の契約と異なり、経営支援料の年間総額の算出にあたって、貴社が前記RGに支払った配当金総額の25%に相当する額が控除されている。

配当金は株主としての地位に基づいて支払われるものであるため、経営支援の対価と完全に一致するものではないが、経営支援の結果、配当原資を捻出できるだけの利益を生じさせたとして一部、経営支援の結果とみることできる。

そのため、配当金を控除することは貴社に有利な変更であることに加えて、控除することに合理性も認められる。そして、配当金総額の25%とする点も、配当金と経営支援料とは性質を異にするものであり、原則として株主たる地位を有することのみを理由に支払われるものであることからすれば、控除額が過小とはいえず、不合理とはいえない。

#### 【本件経営支援料算出ロジックの合理性】

本件経営支援料算出ロジックは貴社がRGとの間で2025年3月期に締結した経営支援料に関する契約と同じであるところ、各子会社に同様に提供される基礎的な支援の対価の算定方法として、その業績にか

かわらず一定割合については子会社 11 社において按分で負担するという算定方法は、子会社間における公平性を図るという観点からも首肯できるところである。

また、経営支援の対価のうち、純資産・売上高・営業利益に連動する部分については、①純資産・売上高・営業利益は、企業の規模を測る指標・数値として一応社会的に認知されており、公平かつ客観性のある指標・数値であること、②親会社が行う子会社に対する経営指導料等の算定にあたり、当該子会社の資本規模や売上高に連動させて金額を決定することは一般に見受けられること、③RG には多数の子会社が存在するため、各子会社の状況に応じて算定ロジックを定めることは困難であり、固定部分とは異なる観点からの子会社間の公平性を担保する方法として一定の合理性があると史料される。

したがって、本取引における経営支援の対価の算定ロジックに合理性は認められる。

第二に、役員派遣の対価については、他社事例と比較して一般的な水準と認められることから、これを対価として支払うことに合理性は認められる。

第三に、経営基盤強化については、RG グループ各社の経営課題・業務課題の解決など経営基盤強化促進に向けた RG の施策を個別具体的に考慮したものである点において、基本的には合理的な負担と史料される。また、その対価は、RG グループにおける「OneRIZAP」のコンセプトに基づいて今期（2026 年 3 月期）に実施・提供される役務の細目及び対価を別途協議のうえ内容を取り決めるものとされていることから、貴社として、経営基盤強化に資する役務の提供の有無、その内容及び程度につき精査したうえで対価の支払いの是非及びその金額を主体的に判断し、RG と協議することが可能であり、経営基盤強化の対価にかかる金額の算定方法に不合理な点はないと解される。

### 3 意思決定過程

本取引については、2021 年 3 月末の第 1 回支払行為に関するものも含めて、2021 年年初から通算 50 回にわたり、Zoom 形式による RG 及び RG グループ子会社のうちその発行株式を金融商品取引所に上場している複数の子会社の協議会（以下「子会社協議会」という。）が開催されている。子会社協議会には、各子会社社外取締役、顧問弁護士及び特別委員会の委員が参加して、各社の意見・疑義の表明及び基礎資料提出の要請を行い、これに対する RG（場合によっては同社顧問弁護士）から回答及び資料提出を受けるかたちで協議・交渉を行い、RG が請求する経営支援の対価及び算定基準の妥当性及び適正性につき慎重かつ綿密な検討を重ね、最終的に子会社協議会においてその内容が決定されたものである。また、協議会以外にも、貴社は、RG との間で、電話やメールで協議・交渉を行い、これらの行為を通じて、RG に対して、さらなる質疑及び情報提供の要請を行い、その結果を精査している。そして、本契約においては 2025 年 3 月期の契約と異なり、貴社が RG に支払った配当金総額の 25% に相当する額を控除するとの貴社に有利な変更もされていることからしても、貴社と RG との間で真摯な協議がされたものといえる。

さらに、2024 年 3 月期の経営支援料にかかる契約締結過程において、祝田法律事務所の法律意見書を徴取し、本取引にかかる契約締結にもとづく経営支援料の支払いにつき、少数株主にとって不利益なものとはいえず、取締役の善管注意義務（会社法 330 条、民法 644 条、会社法 355 条）に反しないとする見解を得ている。この点、祝田法律事務所の法律意見書においては、RG との間で多数回の協議・交渉を行っていることが経営判断の前提となる情報収集とその分析・検討過程の合理性を基礎づける根拠とされているところ、本契約の締結過程においても貴社は 2025 年 4 月から同年 12 月までの間に 2 ヶ月に 1 回の頻度で子会社協議会を通じた協議を行っている他、個別の協議も重ねている。そのため、本契約締結においても祝田法律事務所の法律意見書において経営判断の前提となる情報収集とその分析・検討過程に合理性が認められるとされている点は妥当する。さらに、算定ロジックについては 2024 年 3 月期と同じ基準であり、祝

田法律事務所の法律意見書における不合理とはいえないとの意見は本契約にもそのまま妥当する。

また、税務面に関しても、2024年3月期の経営支援料にかかる契約締結過程において、JBA 税理士法人の税務意見書を徴取し、経営支援料の支払いにつき寄附には該当しない旨の意見を得ている。同意見書においては、一定の算式により合理的に算出されており経済合理性も認められることが根拠とされているところ、本件契約も2024年3月期の契約と同一の算式に基づいて算出されるものであり、JBA 税理士法人の税務意見書の意見は本件契約にも妥当するものといえる。

本件経営支援料算出ロジック及びその意思決定過程が合理的なものであることは、上記のとおりであるが、さらに、貴社においては、四半期ごとに、貴社の事業状況及び少数株主の利益保護の観点から本件契約を締結することについてRG との間で個別に交渉を行っていた経緯がある。2025年7月1日から同年9月30日までの第2四半期については、経営支援料の対象期間と契約締結時期との間に一定の時期的な差異が生じているが、これはかかる慎重な検討プロセスを経た結果であると認められるため、本件契約の締結時期が不合理であるとはいえない。

また、利益相反を回避するための方策として、本取引にかかる取締役会の決議においては、RG 取締役兼任者を排して審議及び決議を行っており、RG 取締役の影響を排した上で意思決定がなされているといえる。

以上の点に鑑みると、貴社においては、2025年7月から2025年9月までを対象とする経営支援の対価の支払に関する検討にあたって少数株主保護のために配慮が必要であることを念頭に、子会社協議会において議論・精査を重ね、貴社内における複数回の協議並びに当委員会の意見を踏まえて、慎重に討議、検討及び協議したうえで本件契約の締結を決定したものであり、本件契約締結に至る情報収集及び意思決定過程に不合理な点は認められない。

#### 4 結語

以上のとおり、本取引の目的は貴社の企業価値向上に資するものであること、RG による経営支援の対価の算定のロジックは不合理とはいえないこと、経営指導の対価にかかる交渉及び意思決定過程においては、十分な情報収集及び分析・検討がなされていること、取締役会の意思決定の際にはRG 取締役兼任者を排して審議及び決議がなされていることが認められる。

したがって、貴社が、RG との間で経営支援料の支払いに関する本件契約を締結することは、貴社の少数株主にとって不利益ではなく、また、貴社取締役の善管注意義務に違反するものではない。

以上

### IX. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響につきましては、2025年5月15日公表の「2026年3月期連結決算短信」に記載の2026年3月期連結業績予想に織り込んでおります。

以上